

# 介護保険関連条例・要綱・規約等

## 目 次

25. 知立市	1
28. 岩倉市	25
35. 弥富市	26
46. 阿久比町	31

改正

平成12年9月26日条例第27号  
平成13年3月26日条例第14号  
平成15年3月26日条例第7号  
平成18年3月28日条例第18号  
平成20年3月26日条例第14号  
平成21年3月24日条例第5号  
平成24年3月26日条例第16号  
平成27年3月26日条例第11号  
平成27年6月26日条例第20号  
平成29年3月23日条例第13号  
平成30年3月26日条例第7号  
平成30年6月28日条例第29号  
令和元年6月27日条例第23号

知立市介護保険条例

(趣旨)

**第1条** 知立市(以下「市」という。)が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

**第2条** 知立市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、32人とする。

(認定審査会の委員の任期)

**第2条の2** 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

(保険料)

**第3条** 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 25,100円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 39,000円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 39,000円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 44,600円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 55,800円

(6) 次のいずれかに該当する者 66,900円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 72,500円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 83,700円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 94,800円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 100,400円

- ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 106,000円

- ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 111,600円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、18,100円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「18,100円」とあるのは、「32,000円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料について準用する。この場合において、第2項中「18,100円」とあるのは、「37,600円」と読み替えるものとする。

（普通徴収に係る納期）

**第4条** 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- 第1期 7月16日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 11月1日から同月30日まで
- 第6期 12月1日から同月25日まで
- 第7期 翌年1月1日から同月31日まで
- 第8期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができ

る。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

**第5条** 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第11号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

**第6条** 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

**第7条** 削除

(延滞金)

**第8条** 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、市税の例によって計算した延滞金を納付しなければならない。

(保険料の徴収猶予)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収猶予する

ことができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 第1号被保険者が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第63条の規定に該当すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が特に認める事実があること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び当該保険料の徴収に係る納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃

止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 第1号被保険者並びにその者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の収入及び保有する資産を考慮しても、保険料を納付することが困難であること。

(6) 第1号被保険者が法第63条の規定に該当すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が特に認める事実があること。

2 前項第1号から第7号まで（第5号を除く。）に該当することによって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び当該保険料の徴収に係る納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項第5号に該当することによって保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者並びにその者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額

(3) 減免を受けようとする理由

4 第1項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

**第11条** 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(罰則)

**第12条** 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

**第13条** 市長は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

**第14条** 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

**第15条** 市長は、詐欺その他不正の行為により保険料その他この法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

**第16条** 前4条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

（委任）

**第17条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**第2条** 平成12年度における保険料は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 3,900円
- （2）令第38条第1項第2号に掲げる者 5,900円
- （3）令第38条第1項第3号に掲げる者 7,900円
- （4）令第38条第1項第4号に掲げる者 9,900円
- （5）令第38条第1項第5号に掲げる者 11,900円

2 平成13年度における保険料は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被

保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11,900円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 17,800円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 23,800円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 29,800円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 35,700円

**第3条** 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 11月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

第5期 翌年2月1日から同月末日まで

2 平成12年度において第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、第4期から第8期の納期に納付すべき保険料額は、第1期から第3期の納期に納付すべき保険料額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

**第4条** 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から平成13年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

**第5条** 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を

有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度年間保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度年間保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成12年度年間保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度年間保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度年間保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度年間保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度年間保険料額を3で除して得た額並びに当該該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度年間保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度年間保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、

第2号口、第3号口又は第4号口に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額  
(関係条例の廃止)

**第6条** 知立市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年知立市条例第16号）は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

**第7条** 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。

(平成29年度における保険料の特例)

**第8条** 平成29年度における保険料は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 25,500円

(2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 35,700円

(3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 35,700円

(4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 40,800円

(5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 51,000円

(6) 次のいずれかに該当する者 61,200円

ア 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）

(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定

の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。) が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 66,300円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 76,500円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 86,700円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 96,900円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る

部分を除く。)に該当する者を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 102,000円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、22,900円とする。

附 則 (平成12年9月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日条例第14号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の知立市介護保険条例の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月28日条例第18号)

### 改正

平成20年3月26日条例第14号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の知立市介護保険条例の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度における保険料の特例)

- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が

課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 23,300円

(2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 23,300円

(3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 29,300円

(4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 26,500円

(5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 26,500円

(6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 32,200円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 38,200円

(平成19年度における保険料の特例)

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 29,300円

(2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第

2号に該当するもの 29,300円

(3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 32,200円

(4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 35,400円

(5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 35,400円

(6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 38,200円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 41,000円

(平成20年度における保険料の特例)

5 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 29,300円

(2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 29,300円

(3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 32,200円

- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当するもの(以下この項において「第5号該当者」という。))に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 35,400円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 35,400円
- (6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 38,200円
- (7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 41,000円

**附 則** (平成20年3月26日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月24日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の知立市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。  
(平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料の特例)
- 3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料は、改正後の条例第3条の規定にかかわらず、32,600円とする。
- 4 保険料の賦課期日後に前項に規定する第1号被保険者に該当するに至った者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

**附 則** (平成24年3月26日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の知立市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。  
(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料の特例)
- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料は、改正後の条例第3条の規定にかかわらず、37,500円とする。
- 4 保険料の賦課期日後に前項に規定する第1号被保険者に該当するに至った者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

附 則（平成27年3月26日条例第11号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知立市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月26日条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の知立市介護保険条例第3条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日条例第13号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日条例第7号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知立市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月28日条例第29号）

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日条例第23号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の知立市介護保険条例第3条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 知立市シルバーいちごサービス事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、知立市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）別表第1に規定する訪問型サービスA（以下「シルバーいちごサービス事業」という。）について必要な事項を定めることにより、高齢者の介護予防及び日常生活を支援するサービスを提供し、事業対象となる高齢者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、元気高齢者の介護予防及び地域貢献活動の推進を図ることを目的とする。

## (事業の実施)

第2条 シルバーいちごサービス事業の実施主体は知立市（以下「市」という。）とし、事業の実施に当たっては、公益社団法人知立市シルバー人材センター（以下「事業者」という。）に委託することができる。

## (利用対象者)

第3条 シルバーいちごサービス事業の利用対象者は、知立市内に住所を有する実施要綱第5条第1項に定める介護予防・生活支援サービス事業対象者とする。

## (事業の内容)

第4条 シルバーいちごサービス事業は、介護予防ケアマネジメント（実施要綱第4条第1項第1号ウの第1号介護予防支援事業による介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）に基づき、当該事業を利用する者（以下「利用者」という。）に対し、当該利用者の居宅において、掃除、買物、調理、洗濯、ゴミ出しその他の「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助として位置付けられた日常生活の支援並びに外出支援及び話し相手等のサービスを提供するものとする。

2 シルバーいちごサービス事業のサービス（以下「サービス」という。）の提供回数は、週2回までを限度とし、1月につき8回程度とする。この場合におけるサービスの提供時間は、原則として1回当たり1時間以内とする。

## (実施方法)

第5条 利用者を担当する介護支援専門員は、介護予防ケアプランを作成し、知立市包括支援センターでの多職種連携会議の協議を経る等、必要な介護予防ケアマネジメントを実施するものとする。

2 事業者は、サービス担当者会議に出席し、サービス提供の趣旨を理解した上で、介護予防ケアマネジメントに基づき、前条に規定するサービスを提供するものとする。

(利用の中止)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、シルバーいちごサービス事業の利用を中止させることができる。

(1) 利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) その他利用が適当でない認められるとき。

(費用の負担)

第7条 利用者は、サービスの提供を受けたときは、負担割合証に基づき知立市手数料条例（昭和45知立市条例第56号）に定めるところにより、手数料を支払うものとする。

2 前項の手数料のほか、サービスの提供に当たり生じた実費は、利用者の負担とする。

(費用の請求等)

第8条 事業者は、毎月業務終了後、翌月10日までに前月サービス提供分の委託料を市に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書を受領した日後30日以内に、事業者に委託料を支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(違反等)

第9条 市長は、この要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けた者があるときは、事業者を支払った委託料の全部又は一部の返還を命ずること又はサービスの提供に係る費用の全部又は一部の請求をすることができる。

(従事者の資格)

第10条 シルバーいちごサービス事業に従事する者(以下「従事者」という。)は、やるっぴ生活支援サポーター養成講座等の研修受講修了資格を有する者とする。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策

を講じなければならない。

(秘密保持)

第12条 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業者は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 知立市高齢者等を支える地域づくり事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び認知症の人（以下「高齢者等」という。）並びにその家族が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、市及び協力事業者が連携して見守り等を行うことにより、高齢者等及びその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

## (事業の内容)

第2条 協力事業者は、次に掲げる高齢者等やその家族を支える地域づくり事業を実施するとともに、知立市内における事業活動の中で高齢者等の異変や生活上の支障等に気づいたときは、必要に応じてその情報を市へ連絡するものとする。

- (1) 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施
- (2) 認知症の人やその家族を支える地域づくりへの協力
- (3) 高齢者等の消費者被害の防止
- (4) その他地域活動支援事業

2 市は、協力事業者に対し、情報提供、助言、研修活動等に関する必要な支援を行うとともに、定期的に情報交換や協議を行うものとする。

## (協力事業者の参画)

第3条 協力事業者は、市と別紙に掲げる協定書を締結することで高齢者等やその家族を支える地域づくり事業に参画する。

2 次の各号に掲げる事業者及び業種等は、協力事業者として参画できないものとする。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により風俗営業と指定されている業種及びそれに類似する業種を業とする者
- (4) 債権の取立て、示談の引受け等を業とする者
- (5) その他市長が協力事業者として参画することが不相当と判断した事業者

## (個人情報取扱い)

第4条 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年

法律第 57 号) 及び知立市個人情報保護条例 (平成 13 年知立市条例第 29 号。以下「個人情報保護条例」という。) の規定によるものとし、高齢者等のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別紙（第3条関係）

知立市高齢者等を支える地域づくり事業協定書

知立市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、「知立市高齢者等を支える地域づくり事業」の実施に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（事業の目的）

第1条 本協定は、高齢者及び認知症の人（以下「高齢者等」という。）並びにその家族が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、甲及び乙が連携して見守り等を行うことにより、高齢者等及びその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 乙は、次に掲げる高齢者等やその家族を支える地域づくり事業を実施するとともに、知立市内における事業活動の中で高齢者等の異変や生活上の支障等に気づいたときは、必要に応じてその情報を甲へ連絡するよう努めるものとする。

(1) 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施

乙は、日常業務において、高齢者等の何らかの異変を発見した場合に、甲に状況を報告するよう努める。この場合において、甲は、地域包括支援センター及び乙の協力を得て必要な支援を行う。

(2) 認知症の人及びその家族を支える地域づくりへの協力

乙は、「認知症サポーター養成講座」の受講等により、認知症に関する正しい知識の習得に努めるとともに、認知症の人やその家族が困っている場合に可能な範囲で支援するよう努めるものとする。

(3) 高齢者等の消費者被害の防止

乙は、日常業務において、高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、消費生活センター等関係機関に状況を報告するなど、消費者被害の防止に努めるものとする。

(4) その他地域活動支援等

乙は、介護予防、高齢者等虐待防止、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見等、甲の高齢者等施策や地域活動支援に対し、可能な範囲で協力するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を通じて知り得た情報については、本協

定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、乙が、第2条第1号又は第3号に基づき甲、所管の警察署及び消防署、消費生活センター等関係機関に通報する場合は、この限りでない。

(免責事項)

第4条 乙(乙の従業員も含む。)は、第2条各号に定める事業を実施したこと又は実施することができなかつたことにより生じた問題等について、その一切の責任を負わないものとする。

(協定の締結と解除)

第5条 本協定は、締結の日から効力を発し、解除する場合は、甲乙合意のものとされるものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上で定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 知立市広見三丁目1番地  
知立市  
知立市長

乙 協力事業者

平成29年度・30年度サロン補助金一覧

令和元年8月末現在

	交付先 (代表者氏名)	総事業費	補助額	補助金 交付年月日	事業 完了年月日
平成29年度	まちの縁側元氣あっぷ教室 福田道子	33,000円	10,000円	平成30年3月30日	平成30年3月31日
平成30年度	まちの縁側元氣あっぷ教室 福田道子	124,400円	30,000円	平成30年7月10日	平成31年3月31日
	縁側サロンひなたぼっこ 小笠原淳子	110,000円	30,000円	平成30年7月25日	平成31年3月31日
	笑わ亭 中島笑子	139,032円	120,000円	令和1年12月5日	平成31年3月31日
	ほっとステーションなごみ 奥村悦子	430,000円	130,000円	令和1年5月10日	
平成31年度	えほんのもり 伊藤順子	184,500円	130,000円	令和1年6月20日	
	縁側サロンひなたぼっこ 小笠原淳子	98,000円	30,000円	令和1年6月28日	
	地域のしあわせを考える会 後藤りか	148,000円	130,000円	令和1年7月31日	
	そのふれあいサロン 河村泰子	157,000円	130,000円	令和1年8月20日	
	まちの縁側元氣あっぷ教室 福田道子	150,000円	30,000円	2019//	
	おしゃべりヨガの会	66,000円	30,000円	2019//	

○弥富市介護保険規則

別表第2（第40条関係）

理由	対象者	減免割合
<p>1 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合</p>	<p>住宅、家財又はその他の財産の損害の額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の3以上である者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 損害の額が住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の3以上10分の5以下の者で</p> <p>（ア） 世帯の前年中の合計所得金額が500万円以下のもの</p> <p>（イ） 世帯の前年中の合計所得金額が500万円を超え750万円以下のもの</p> <p>（ウ） 世帯の前年中の合計所得金額が750万円を超えるもの</p> <p>イ 損害の額が住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の5を超える者で</p> <p>（ア） 世帯の前年中の合計所得金額が500万円以下のもの</p> <p>（イ） 世帯の前年中の合計所得金額が500万円を超え750万円以下のもの</p> <p>（ウ） 世帯の前年中の合計所得金額が750万円を超えるもの</p>	<p>10分の5</p> <p>10分の2.5</p> <p>10分の1.25</p> <p>10分の10</p> <p>10分の5</p> <p>10分の2.5</p>
<p>2 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡</p>	<p>(1) 当該年中の合計所得金額の減少の見込額が前年中の合計所得金額の10分の5以上である者で、前年中の合計所得金額が362万円以下で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 減少の見込額が前年中の合計所得金額の</p>	

<p>したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合</p>	<p>10分の5以上10分の7未満の者で</p>	
	<p>(ア) 前年中の合計所得金額が200万円以下のもの</p>	10分の7.5
	<p>(イ) 前年中の合計所得金額が200万円を超え250万円以下のもの</p>	10分の5
	<p>(ウ) 前年中の合計所得金額が250万円を超え362万円以下のもの</p>	10分の2.5
	<p>イ 減少の見込額が前年中の合計所得金額の10分の7以上の者で</p>	
	<p>(ア) 前年中の合計所得金額が200万円以下のもの</p>	10分の10
	<p>(イ) 前年中の合計所得金額が200万円を超え250万円以下のもの</p>	10分の7.5
	<p>(ウ) 前年中の合計所得金額が250万円を超え362万円以下のもの</p>	10分の5
	<p>(2) 当該年中の収入金額の減少の見込額が前年中の収入金額の10分の5以上である者で、前年中の収入金額が520万円以下で、保険料の減免申請をした日の属する月までの3か月間の生活保護制度の保護受給中に認定される世帯の平均収入充当額から勤労収入額の1割(月額13,400円を限度とする。)を控除した額(以下「収入充当額」という。)が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に基づき算出した最低生活費(以下「基準生活費」という。)の100分の130以下で、次のいずれかに該当するもの</p>	
	<p>ア 基準生活費の100分の110以下</p>	10分の10
<p>イ 基準生活費の100分の110を超え100分の</p>	10分の7.5	

	120以下 ウ 基準生活費の100分の120を超え100分の130以下	10分の5
3 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合	<p>(1) 当該年中の合計所得金額の減少の見込額が前年中の合計所得金額の10分の5以上である者で、前年中の合計所得金額が362万円以下で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 減少の見込額が前年中の合計所得金額の10分の5以上10分の7未満の者で</p> <p>(ア) 前年中の合計所得金額が200万円以下のもの 10分の7.5</p> <p>(イ) 前年中の合計所得金額が200万円を超え250万円以下のもの 10分の5</p> <p>(ウ) 前年中の合計所得金額が250万円を超え362万円以下のもの 10分の2.5</p> <p>イ 減少の見込額が前年中の合計所得金額の10分の7以上の者で</p> <p>(ア) 前年中の合計所得金額が200万円以下のもの 10分の10</p> <p>(イ) 前年中の合計所得金額が200万円を超え250万円以下のもの 10分の7.5</p> <p>(ウ) 前年中の合計所得金額が250万円を超え362万円以下のもの 10分の5</p> <p>(2) 当該年中の収入金額の減少の見込額が前年中の収入金額の10分の5以上である者で、前年中の収入金額が520万円以下で、収入充当額が基準生活費の100分の130以下で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 基準生活費の100分の100以下</p>	10分の10

	<p>イ 基準生活費の100分の100を超え100分の110以下</p> <p>ウ 基準生活費の100分の110を超え100分の120以下</p> <p>エ 基準生活費の100分の120を超え100分の130以下</p>	<p>10分の7.5</p> <p>10分の5</p> <p>10分の2.5</p>
<p>4 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少した場合</p>	<p>(1) 当該年中の合計所得金額の減少の見込額が前年中の合計所得金額の10分の5以上である者で、前年中の合計所得金額が362万円以下で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 減少の見込額が前年中の合計所得金額の10分の5以上10分の7未満の者で</p> <p>(ア) 前年中の合計所得金額が200万円以下のもの</p> <p>(イ) 前年中の合計所得金額が200万円を超え250万円以下のもの</p> <p>(ウ) 前年中の合計所得金額が250万円を超え362万円以下のもの</p> <p>イ 減少の見込額が前年中の合計所得金額の10分の7以上の者で</p> <p>(ア) 前年中の合計所得金額が200万円以下のもの</p> <p>(イ) 前年中の合計所得金額が200万円を超え250万円以下のもの</p> <p>(ウ) 前年中の合計所得金額が250万円を超え362万円以下のもの</p> <p>(2) 当該年中の収入金額の減少の見込額が前年中の収入金額の10分の5以上である者で、前年中の収入金額が520万円以下で、収入充当額</p>	<p>10分の7.5</p> <p>10分の5</p> <p>10分の2.5</p> <p>10分の10</p> <p>10分の7.5</p> <p>10分の5</p>

	<p>が基準生活費の100分の130以下で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 基準生活費の100分の100以下</p> <p>イ 基準生活費の100分の100を超え100分の110以下</p> <p>ウ 基準生活費の100分の110を超え100分の120以下</p> <p>エ 基準生活費の100分の120を超え100分の130以下</p>	<p>10分の10</p> <p>10分の7.5</p> <p>10分の5</p> <p>10分の2.5</p>
5 その他特別の理由により市長が認めた場合	市長が必要と認めた者	市長が必要と認めた額

#### 備考

- 1 2の項から4の項までの区分に該当するときは、当該区分のうち第1号と第2号を比較し、減免割合の大きくなる区分を適用する。
- 2 同一人が同時に2以上の区分に該当するときは、当該区分のうち減免割合が最も大きくなる区分を適用する。
- 3 減額し、又は免除する保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円に切り上げる。
- 4 減免の対象となる保険料は、当該年度に課すべき分とし、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては、条例第10条第2項の規定による保険料の減免申請をした日（以下「減免申請日」という。）以後に到来する納期に係る保険料の額に、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては、減免申請日以後に到来する法第135条第3項に規定する特別徴収対象年金給付の支払に係る保険料の額に限る。

## 阿久比町訪問介護サービス助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める訪問介護サービス等を利用する高齢者が、住み慣れた地域での生活を維持するに当たり、在宅介護を支援及び推進するため利用者負担の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計算期間 前年8月1日から7月31日までの期間
- (2) 基準日 計算期間の末日（ただし、計算期間の間に阿久比町（以下「町」という。）が行う介護保険の被保険者でなくなったときはその当日とし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条の規定による被保護者（以下「被保護者」という。）となったときはその前日とする。）

### (対象者)

第3条 この要綱による助成の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町が行う介護保険の被保険者であること。
  - (2) 対象者が属する世帯のすべての世帯員が、基準日の属する前年度分（基準日が8月1日から3月31日までのいずれかの日であるときは、当該年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課する所得割額を除く。）が課されていない又は条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されていること。
  - (3) 介護保険料に滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保護者は対象としない。

### (対象サービス)

第4条 この要綱による助成の対象サービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護（以下「訪問介護」という。）

(2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第10条に規定する介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）

(3) 法第115条の45第1項イに規定する第1号訪問事業（法第115条の45の3第1項の規定によるもののうち、自己負担割合が訪問介護と同様のものに限る。以下「第1号訪問事業」という。）

（支給金額）

第5条 町長は、計算期間に前条に規定するサービスが行われた場合において、利用者負担額の10分の7を対象者に支給する。ただし、支給金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項に規定する利用者負担額の算定については、次に掲げるものを除く。

(1) 法第51条に規定する高額介護サービス費のうち訪問介護の利用により支給される額

(2) 法第61条に規定する高額介護予防サービス費のうち介護予防訪問介護の利用により支給される額

(3) 阿久比町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年阿久比町規則第13号）第13条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額のうち第1号訪問事業の利用により支給される額

(4) 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）第1条第2項に規定する公費負担医療等により支給される額

（申請の手続）

第6条 訪問介護サービス助成費（以下「助成費」という。）の支給を受けようとする者は、町長に対し訪問介護サービス助成費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類を提出しなければならない。

（支給決定及び不支給決定）

第7条 町長は、申請書を受理したときは、速やかに審査し、助成費の支給の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成費の支給を決定したときは、訪問介護サービス助成費支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないと決定したと

きは、訪問介護サービス助成費不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成費の返還）

第8条 町長は、助成費の支給を受けた対象者が偽りその他の不正な手段により助成を受けたことが判明したときは、助成費の全部又は一部を返還させることができる。

（報告）

第9条 町長は、助成費の支給に関し必要があると認めるときは、必要な事項の報告を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

（阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱の廃止）

2 阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、平成29年7月31日以前に旧要綱第4条に規定する助成の対象サービスを受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成30年1月18日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

訪問介護サービス助成費支給申請書  
 （ 年 月 ～ 年 月分）

対象者	被保険者番号						
	氏名			性別		生年月日	年 月 日
	住所						
自己負担合計額				高額介護（予防）サービス費等支給済額			
<自己負担合計額内訳>				支給予定金額			
8月	円	11月	円	2月	円	5月	円
9月	円	12月	円	3月	円	6月	円
10月	円	1月	円	4月	円	7月	円

訪問介護サービス助成費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	金融機関名	店舗名	種目	口座番号			
				1 普通預金 2 当座預金 3 その他			
	フリガナ						
	口座名義人						
申請者	阿久比町長 殿 上記のとおり訪問介護サービス助成費の支給を申請します。 年 月 日 住所 氏名 ④ 電話番号						

注意

- ・ 介護保険料の納付が確認できない場合、支給ができないことがあります。
- ・ 虚偽の申告をした場合、支給された額を返還していただくことがあります。
- ・ 当該サービスの利用料に未納がないことを確認できる書類を添付してください。

同意書

訪問介護サービス助成費支給申請に伴う審査での、私及び世帯の所得状況、介護保険料の納付状況については、公簿等により確認を受けることに同意します。

対象者氏名 \_\_\_\_\_ ④

町処理欄

介護保険料納付状況	未納 有 ・ 無	備考
決定日	年 月 日	
支給日	年 月 日	

年 月 日

様

阿久比町長

訪問介護サービス助成費支給決定通知書

（ 年 月～ 年 月分）

先に申請がありました助成費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名			被保険者番号		
支給額	円		決定日	年	月 日
			支給年月日	年	月 日
振込先	金融機関				
	口座種目				
	口座番号				
	口座名義人				

問い合わせ先

〒470-2292

知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町役場 部 課 係

電話 (0569)48-1111(代)

年 月 日

様

阿久比町長

訪問介護サービス助成費不支給決定通知書

（ 年 月～ 年 月分）

先に申請がありました助成費については、下記のとおり不支給と決定しましたので通知します。

記

対象者氏名		被保険者番号	
理由			

問い合わせ先

〒470-2292

知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地

阿久比町役場 部 課 係

電話 (0569)48-1111(代)

(不服審査教示文)

# 介護保険料の減免制度 (概要)

災害や失業・低所得などの理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた方については、保険料の減免を受けることができます。平成30年4月1日施行

申請書提出日以降の料率

対象者	減免事由		前年の所得など	対象要件	減免割合
	対象者	前年の所得など			
1	第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。	被保険者または世帯の生計を維持する者の前年の合計所得金額が1,000万円以下	住居、家財、その他の財産の価格に対し、損害の割合が10分の3以上10分の5未満	10分の5	
2	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。	世帯の生計を維持する者の前年の合計所得金額が300万円以下	損害の割合が10分の5以上	全部	
3	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。	世帯の生計を維持する者の前年の合計所得金額が300万円以下	その年の合計所得金額の見込額が前年に比較して10分の5以下に減少	10分の5	
4	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、その他これに類する理由により著しく減少したこと。	世帯の生計を維持する者の前年の合計所得金額が300万円以下	その年の合計所得金額の見込額が前年に比較して10分の5以下に減少	10分の5	
5	第1号被保険者が法第63条に規定する保険給付の制限を受ける施設に2か月以上拘禁されたこと。	世帯の生計を維持する者の前年の合計所得金額が300万円以下	その年の合計所得金額の見込額が前年に比較して10分の5以下に減少	10分の5	
6	第1号被保険者とは介護保険の対象となる65歳以上の方 第1段階の対象者とは世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方、世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方 第2段階の対象者とは世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方 第3段階の対象者とは世帯全員が住民税非課税で第1段階・第2段階以外の方 ※「合計所得金額」とは土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除後の額のことで、 ※「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から課税年金の所得額を控除した額のことで、	第1号被保険者の世帯全員の所得が、これらの方の前年の収入金額が80万円(世帯員の人数が2人以上である場合は、世帯員1人を除いた世帯員1人につき17万5,000円を加算)以下 第1号被保険者の世帯全員の所得が、これらの方の前年の収入金額が120万円(世帯員の人数が2人以上である場合は、世帯員1人を除いた世帯員1人につき35万円を加算)以下	拘禁期間が2か月以上 市町村民税課税者と生計を共にしない。 市町村民税課税者の扶養になっていない。 資産などを活用してもなお保険料を納付することが困難であること。 市町村民税課税者と生計を共にしない。 市町村民税課税者の扶養になっていない。 資産などを活用してもなお保険料を納付することが困難であること。	拘禁開始の月から終了した月の前月までの納付額 10分の5 3分の1	

介護保険の減免の申請手続き  
減免の申請は、介護保険料減免申請書に必要書類を添付して納期限の7日前までに提出してください。  
□問い合わせ先 健康介護課介護保険係 電話0569-48-1111(内線1125・1126)

利用者負担単独減免実施状況

平成30年4月1日現在

保険者番号	保険者名	対象サービスの種類	助成割合	減免対象者	実施時期
234419	阿久比町	訪問介護	7/10	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>①阿久比町が行う介護保険の被保険者であること。</p> <p>②対象者が属する世帯のすべての世帯員が、基準日の属する前年度分の市町村民税が課されていない又は条例で定めるところにより市町村民税が免除されていること。</p> <p>③介護保険料に滞納がないこと。</p> <p>※生活保護の被保護者は対象としない。</p>	平成14年4月1日 (平成29年8月1日 新要綱制定)